

市長の権限に属する事務の一部を上尾市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 1 5 号

市長の権限に属する事務の一部を上尾市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の一部を上尾市教育委員会に委任する規則（昭和 5 5 年上尾市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 号を次のように改める。

(8) 上尾市学校給食実施条例（令和 7 年上尾市条例第 9 号）第 4 条第 1 項に規定する学校給食費の額の決定、徴収、減免及び還付に関する事務
附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 上尾市学校給食実施条例（令和 7 年上尾市条例第 9 号）第 4 条第 1 項に規定する学校給食費の額の決定、徴収、減免及び還付に関する事務の執行に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。